

【神奈川県からのお知らせ】特定行為研修受講促進事業費補助について

神奈川県では、医療機関及び訪問看護ステーションに勤務する特定行為研修修了者を増やすことを目的として、看護師が特定行為研修を受講する際に指定研修機関に支出した経費のうち、事業者が当該看護師に支払った経費を補助しています。

【事業概要】

対象施設	県内医療機関及び訪問看護ステーション
対象経費	看護師が特定行為研修を受講する際に指定研修機関に支出した経費のうち、事業者が当該看護師に支払った経費（入学費、受講費、教材費等）
補助基準額	1施設当たり700千円
補助額	実支出額と補助基準額を比較して、低い方の額に補助率（1/2）を乗じた額

ぜひご活用
ください！



【手続きの流れ】

当該年度（＝支出年度）												翌年度		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
事業計画書提出				交付申請書提出					交付決定	実績報告書提出			補助金入金	

詳細は、県ホームページをご覧ください。 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/houmon/tokuteikoui-hojo.html>